

「市民活動プラザ六中」サポーター 登録規約

第1条 目的

この規約は、市民活動プラザ六中が主管する事業及び活動で、ボランティアとして活動する個人又は団体等を「市民活動プラザ六中サポーター」（以下「六中サポーター」という。）として登録することに関し必要な事項を定め、登録者と市民活動プラザ六中との連携を深め、円滑な事業の実施と六中サポーター活動の推進に資することを目的とする。

第2条 登録機関

六中サポーターの登録機関は、「市民活動プラザ六中施設利用者連絡会」（以下「連絡会」という。）とする。

第3条 登録要件

六中サポーターとして登録する個人又は団体等は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 市民活動プラザ六中のビジョンを理解し賛同していること。
- (2) 市民活動プラザ六中における事業及び活動に、六中サポーターとして係わる意欲のある個人又は団体等であること。
- (3) 営利を目的としないこと。
- (4) 法令を遵守するものであること。
- (5) 政治及び宗教活動を目的とするものでないこと。
- (6) 本規約を遵守するものであること。

第4条 登録の手続き

「六中サポーター」として登録を希望する個人又は団体等は、「市民活動プラザ六中サポーター登録申請書及び登録カード」（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入の上、登録料500円を添えて連絡会に提出するものとする。

- 2 連絡会は、登録料の中から登録者が事業及び取組み時に六中サポーターとして活動する際の事故等を補償するため保険に加入するものとする。ただし、登録者が既に同等の保険に加入している場合を除く。
- 3 連絡会は、登録申請者が第3条の登録要件を満たしているか確認した上「六中サポーター」として登録する。
- 4 連絡会は、登録者に対し「サポーター登録証」（以下「登録証」という。）を交付する。
- 5 連絡会は、登録者に対し「市民活動プラザ六中事業及び活動案内」を発行し、情報提供及び連携強化に努めるものとする。
- 6 連絡会は、次の事由がある場合には、登録の承認を行わないことができる。
 - (1) 第10条により、過去に登録を取り消された者からの申請があった場合。
 - (2) 登録申込にあたり、記入した内容に虚偽の記載があった場合。
 - (3) 登録の承認を行わない正当な事由のある場合。

第5条 登録の有効期限

登録の有効期限は、登録日から1年を経過した日の属する年度の年度末までとする。

- 2 連絡会は、登録者に対し、登録の有効期限までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

第6条 登録者の個人情報等

連絡会は、保有している登録者に関する個人情報を、第1条の目的を達成するために利用し、目的外利用はしないものとする。

- 2 連絡会は、登録者自身が自主的に公開している個人情報については、その責任を負わない。

第7条 登録者の心得

登録者は、連絡会との連携に努めなければならない。

- 2 登録者は、共生社会、地域支え合い体制の理解を深め、実現に向けた取組みに積極的に参加するものとする。
- 3 登録者は、ノーマライゼーション理念について理解を深めるよう努めるものとする。
- 4 登録者は、平常時から登録者相互の交流を図るよう心がけるものとする。
- 5 登録者は、六中サポーターとして参加する事業及び活動の円滑な進行を目的とした会議に参加するものとする。

第8条 研修会等の実施

連絡会は、登録者に事業及び取組みにおける六中サポーター活動に関する研修会及び情報提供を行う。

第9条 登録の変更、取り消し

登録者は、登録カードに記載した事項に変更が生じた場合は、連絡会に速やかに報告するものとする。

- 2 登録者は、登録の取り消しを希望する場合は、連絡会に申し出をするとともに登録証を速やかに返却するものとする。
- 3 登録者は、登録を取り消した場合、及び第10条による登録が抹消された場合においても、登録料の返還を求めることができない。

第10条 登録の抹消

以下の項目に該当する場合、連絡会は、登録者の承諾の有無にかかわらず、登録を抹消することができるものとする。

- (1) 他の登録者を誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為があった場合。
 - (2) 連絡会が認めない不正な行為があった場合。
 - (3) その他、本規約のいずれかに違反した場合。
- 2 登録者は、登録を抹消された場合、登録証を速やかに返却するものとする。
 - 3 登録者は、登録を抹消された場合、その登録者が連絡会で保有するすべての権利を抹消するものとする。

第11条 費用弁償等

登録者は、連絡会に対して、六中サポーターとして活動する際の報酬及び費用弁償を請求することはできない。

- 2 登録者は、連絡会に対して、六中サポーターとして活動する際の事故等による損害について賠償を求めことはできない。

附則

本規約は、平成24年4月1日から発効する。